



長野県地方税滞納整理機構 監査委員告示第1号

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年12月9日

長野県地方税滞納整理機構監査委員 春日良太



同 有坂辰太



長野県地方税滞納整理機構 定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査）

2 監査実施日

令和 6 年 11 月 22 日、令和 6 年 12 月 6 日

3 監査の対象

令和 6 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに執行された令和 6 年度の財務に関する事務

4 監査の方法

事前に関係資料の提出を求め、事務局において関係諸帳簿の照合等を行うとともに、当日関係職員からの説明聴取を実施した。

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて調査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、収入支出事務等の財務に関する事務及び経営に関する事業は、適正に執行または管理されていると認められた。

なお、当機構を取り巻く状況として、構成団体における徴収率の向上と未収金の減少に伴い、当機構が引受けた事案は件数・金額とも年々減少傾向にあり、特に令和 6 年度の引受金額はピーク時の 37%にまで縮小している。

一方で、事務局体制に係る職員定数は設立以来変わらず、加えて令和 4 年度に導入した滞納整理システムの賃借料の増嵩等により、予算規模は 2 億円を超え、財源不足を財政調整基金からの繰入で補う状況となっている。このため、当機構の事業規模や構成団体負担金の在り方などについて、将来を見据えた検討が喫緊の課題となっている。

今後、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする第四次広域計画の策定にあたって、引受金額の減少傾向や財政調整基金残高の推移を見据えながら、事務局職員体制、構成団体負担金や引受件数の在り方の他、行政 DX 化の推進による事務の効率化について、構成団体と十分検討・協議を進めるよう要望する。